



中心市街地のまちづくりに関する計画にご意見を

市では、新たに平成29年からの中心市街地活性化基本計画の策定を進めています。これまでの取組み状況と策定に当たっての考え方をお知らせし、皆さんからの意見を募集します。

中心市街地とは？

平和通買物公園や銀座仲見世通りの他、常盤公園、北彩都地区、神楽地区の一部を含む範囲を指します。

中心市街地は、市民の生活拠点であるだけでなく、交通や観光の拠点でもあり、いわば「まちの顔」です。これからも市が発展していくためには、中心市街地にぎわいをつくり出していくことが重要です。

これまでの取組み状況は？



毎年、多くの人でにぎわう食ベマルシェ

市では、平成12年に第1期の中心市街地活性化基本計画を策定後、2期17年にわたって旭川駅周辺や公園、公会堂、市営住宅等を整備した他、食ベマルシェなどの催しを定着させてきました。その結果、中心市街地の居住者や、外国人を含む観光客は増加傾向にあります。

向にあります。一方、生活スタイルの多様化や消費行動の変化により、市民が中心市街地を訪れる回数や、滞在する時間が減少しているため、取組みの効果が日常的ににぎわいにつながっていません。

地域で考え、動く仕組みづくり

昨年度「旭川まちなかアンケート」を実施した結果、市民の皆さんから「民間レベルで取組みを盛り上げた方が良い」「新たな知恵で、まちや人などの資源を活用する必要がある」「将来、まちの活性化に必要な人材を育てることが重要」「イベントに過度に依存せず、日常の豊かな暮らしや人のつながりを重視した取組みが必要」などの意見が寄せられました。

今後はこれまで整備した基盤を活用しながら、商店街や地域、事業者などが主体となり、中心市街地を活性化していくための仕組み



をつくることが重要です。

新たな中心市街地活性化基本計画の期間は、平成29年からおおむね10年間です。計画策定後は、中心市街地の状況を的確に把握し、評価や見直しを行いながら、活性化につながる取組みを進めていきます。

【詳細】地域振興課

☎25・5316

中心市街地活性化基本計画素案への意見を募集

資料の配布場所

地域振興課（6の10 第三庁舎3階）、市政情報コーナー（6の9 総合庁舎1階）、総合庁舎・第二庁舎（7の10）・第三庁舎案内、各支所・公民館、市意見提出手続

資料の配布・意見の提出期間

8月22日(木)～9月22日(金)

【詳細】地域振興課 ☎25・5316